

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7月 3日

【会社名】 森永乳業株式会社

【英訳名】 Morinaga Milk Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮 原 道 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番 1号

【電話番号】 03(3798)0111

【事務連絡者氏名】 総務部長 柴 田 謙 治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番 1号

【電話番号】 03(3798)0111

【事務連絡者氏名】 総務部長 柴 田 謙 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第94期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額2,226,423,042円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1 併合する株式の種類および割合

当社普通株式5株を1株に併合する。

2 効力発生日

平成29年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件

1 発行可能株式総数を7億2千万株から1億4千4百万株に変更する。

2 単元株式数を1,000株から100株に変更する。

3 本議案に係る定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、同日を経過後、本附則を削除する。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、宮原道夫、野口純一、青山和夫、大川禎一郎、港毅、大貫陽一、草野茂実、齋藤光政、大原賢一、奥宮京子、川上正治の11氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤原浩氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	199,280個	294個	98個	99.06%	可決
第2号議案	199,404個	169個	98個	99.12%	可決
第3号議案	199,275個	299個	98個	99.06%	可決
第4号議案					
宮原 道夫	190,749個	7,282個	1,631個	94.82%	可決
野口 純一	192,685個	6,879個	98個	95.78%	可決
青山 和夫	192,917個	6,647個	98個	95.90%	可決
大川 稔一郎	192,923個	6,641個	98個	95.90%	可決
港 毅	192,915個	6,649個	98個	95.90%	可決
大貫 陽一	192,915個	6,649個	98個	95.90%	可決
草野 茂実	192,930個	6,634個	98個	95.90%	可決
斎藤 光政	192,929個	6,635個	98個	95.90%	可決
大原 賢一	192,922個	6,642個	98個	95.90%	可決
奥宮 京子	199,133個	431個	98個	98.99%	可決
川上 正治	199,123個	441個	98個	98.98%	可決
第5号議案					
藤原 浩	196,180個	3,391個	98個	97.52%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上(81,753個)を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第4号議案および第5号議案は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上(81,753個)を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上